

## 第一回班長・運営委員合同会議に当たって

乙月自治会  
会長 前田 延明

### 1. 防犯街灯について

- \* 17年度設置申請分については、5月6日から工事が始まっている。(別紙の通り)
- \* 18年度末で都市再生機構の責任での設置は終了するので、それまでに全地域を総点検して貰い、暗いところは申請したい。各班長は点検して6月4日(一斉清掃)までに各理事に報告して貰いたい。

### 2. ゴミ問題について

- \* HPの掲示板に会長意見として書き込んだ内容 ゴミの問題の自治会としての立場は、管理人さんやシンデラさんが言われている通りです。地域全体の環境問題並びに行政との窓口として自治会は関係しますが、個別の問題については、夫々のゴミの班ごとに自主的に決めていただくことになっています。仮に、ゴミ班の皆さんで話し合っ、鉄製などの固定式のゴミ籠の設置が必要であると全員の意見が纏まれば(購入費用の自己負担なども含めて)、道路法、道路占用条例に基づき、市道の管理者である市原市に申請することになります。通行や安全上の問題がなければ、その公共性から言って許可してくれるものと考えています。  
しかしながら、ゴミの問題も猫の問題、犬の糞の問題など、公共心の問題は、地域住民全員が、もっと気を付けて、コミュニケーションと取っていけば、改善できるものと思いますので、よろしくをお願いします。
- \* 運営としては、NHKのご近所底力で紹介されたゴミ袋に予め決めた世帯ごとの屋号「A、B、C・・・」を書いて、ゴミだしすればかなり改善されることなども試してみてもどうでしょうか？

### 3. 猫問題について

- \* HPにも書きましたように、個別問題として対応していく所存です。被害にあっておられる方からメールを貰いたいと要請していますが、未だありません。皆さんで把握されているようでしたら連絡してください。
- \* 野良猫にはえさを挙げないようにご近所の方々に伝えてくだ

さい。

4. 信号機の設置と7-11交差点の歩道橋について

\* 信号機の設置については、今年も昨年に引き続き要請書提出します。千葉県公安委員会、県警にも出します。

\* 歩道橋については早急に要請書を作成して、陳情書にして市議会に提出したいと考えています。

5. 未加入者加入促進について

\* 戸建の居住者については、自治会でやっていることをお伝えして、理解していただき、極力自治会加入を説得していきましょう！

\* 賃貸については、自治会内の全アパートのオーナー並びに管理会社の協力を取り付けてありますので、徐々に会員化を計って行きたいと思います。

賃貸アパート一覧：省略します

6. 防犯パトロールについて

内容についてはお問い合わせ下さい

7. ちはら台福祉座談会について

私たちの社会は少子高齢化や核家族化の進行、人間関係の希薄化など社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。また、福祉施策においても介護保険制度や支援費制度の導入など制度の変革が進められてきております。増大する福祉ニーズへの対応として、法律も改正され、地域での生活を総合的に支援する「地域福祉の推進」が市町村で実施することになりました。これまで行政は、高齢の方、障害のある方、子育てに悩む方など社会的に援助を必要としている方々に対する各種サービスの提供がされています。

しかしながら、これらの公的サービスだけでは、限界に来ており、地域という視点から、地域に暮らす人たちが行政と協働のもと、住民同士のつながりを創り、支えあい、助け合いにより、広範な課題を地域の力も出し合って、「誰もが住み良い、その人らしい生活を営むことができる新たな地域社会」を築くための計画が必要となって来ました。

皆さんの参加による計画作りに生の声を！

地域福祉推進の主体は地域の人々であります。皆さんの自主的な参加を得て、多様な福祉サービスの充実に取り組んでいきます。

ちはら台地区では、今後、3回の座談会（分科会）やグループアンケート等を実施し、ちはら台の課題を明確化し、解決方策、取り組み等を取りまとめしていく予定であります。

ぜひ参加して『悩んでいること、困っていること、不便だ思っていること、問題だと感

じていること』などをお聞かせ下さい！！

#### 座談会(分科会)開催の案内

(どなたでも参加できます。アンケート出された方も、お子様も一緒でも)

高齢者福祉座談会:5月14日(土)午前10～12時・ちはら台支所会議室

子育て福祉座談会:5月15日(日)午前10～12時・同上

障がい者福祉座談会:5月17日(火)午前10～12時 同上

**お問い合わせ** ちはら台福祉会議事務局

前田:52-6101 久保:75-0730 池野:52-0324

又は、ちはら台地区自治会連合会庶務局:52-3371

## 8. ちはら台地区自治会連合会の改革について

### 【改革の主な点】

◆ ちはら台地区自治会会長会を発展的に、「ちはら台地区自治会連合会」(以下ちはら台連合会と呼ぶ)に衣替えする。「ちはら台地区住民協議会」は実態的に「ちはら台連合会」に継承する。自治会館の所有・使用・管理は「ちはら台連合会」が行う。

◆ ちはら台連合会は新たに会則を設け、ちはら台19自治会の連合組織として、ちはら台全体に係わる諸問題について解決・推進する最高の執行機関として位置づける。

◆ ちはら台地区会とちはら台連合会は一体の組織であるが、従前の会長会で実施している下記項目は次のとおり整理する。

ちはら台連合会の会則に地区会としての位置づけを明記する。

会長会の一世代当たり100円の会費は廃止する。

交付金、補助金、委託金はちはら台連合会が統括する。

◆ 事業並びに活動内容を明確にして11項目に列挙する。(会則第4条)

◆ これら事業・活動項目の目的を達成するために、5の特別委員会を設置し、推進していく。福祉推進委員会、治安・交通委員会、広報委員会、文教委員会、環境委員会

◆ 公的機関として遵法精神を果たす為、庶務局員の雇用関係などを明確に

した。

- ◆ 支援団体の会費については細則で明記した。
- ◆ 夏祭り並びに修繕積立金は別途に特別会計処理とすることを明記した。

#### 9. 一斉清掃

- \* 乙月自治会の一斉清掃は、環境美化を目的にしていることは勿論のことですが、それ以外に大きな目的として「地域のコミュニケーション作り」がありますので、できるだけ多くの方の参加を促して下さい。
- \* 今回は市原市の一斉清掃としての取り組みですが、水の江小学校の運動会と重なったため一週間遅れになりました。

以上  
平成 17 年 5 月 8 日